

プロジェクト EFRAG のディスカッション・ペーパー

項目 EFRAG のディスカッション・ペーパーに対するコメントの検討

本日の審議事項

1. 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が 2018 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー「資本性金融商品一減損及びリサイクリング」（以下「本 DP」という。）に関して、第 383 回企業会計基準委員会（2018 年 4 月 26 日開催）において、主要な議論の内容（別紙参照）をご説明し、ASBJ 事務局の気付き事項についてご審議いただいた。
2. 本日の委員会は、第 383 回企業会計基準委員会でもいただいた意見を踏まえて作成したコメント・レターの文案（審議事項(1)参考資料 1(英文)及び参考資料 2(和文)参照）についてご審議いただくことを予定している。
3. なお、審議の状況により可能であれば、本日の委員会において、いただいた意見への対応を検討した上でコメント・レターを提出することについてご承認をいただきたい。
4. 本 DP のコメント期限は、2018 年 5 月 25 日である。

ディスカッション・ポイント

本 DP に対するコメント・レターの内容について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

本 DP の背景及び目的

1. IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)は、資本性金融商品に対する投資について、次の 2 つの会計処理を認めている。このうち、FVOCI オプションの選択は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に基づき、資本性金融商品の定義を満たす金融商品のみ利用可能なものである。
 - (1) FVPL：あらゆる公正価値の変動を純損益を通じて認識する ((2) を選択しない場合のデフォルトのアプローチ)。
 - (2) FVOCI オプションの選択：当初認識時に、投資単位で取消不能な選択が可能 (売買目的保有の資本性金融商品を除く。) であり、次のように会計処理する。
 - ① 公正価値の変動をその他の包括利益 (以下「OCI」という。) に認識する。
 - ② 配当は、純損益に認識する (投資そのものの一部の返還であることが明確である場合を除く。)
 - ③ 金融商品の認識の中止時に、累積された OCI を純損益に振り替えない (リサイクリングしない。)
 - ④ 金融商品の減損の評価は行わない。
2. EFRAG は、2015 年 9 月に提出した IFRS 第 9 号のエンドースメント・アドバイスの中で、IFRS 第 9 号のエンドースメントそれ自体は支持する一方、資本性金融商品の会計処理に関して、次のような見解を表明した。
 - (1) 資本性金融商品の FVPL での測定は、長期投資を行う企業 (保険活動を営む企業、並びにエネルギー及び採掘産業の企業を含む。) のビジネスモデルを反映しない可能性がある。
 - (2) 資本性金融商品の FVOCI オプションの選択は、リサイクリングの禁止によって、長期投資を行う企業の業績が適切に反映されない可能性があることから、これらの企業によって選好される方法となる可能性が高いとは考え難い。
3. EFRAG のエンドースメント・アドバイスを受け、欧州委員会 (EC) は、IFRS 第 9 号を 2016 年 11 月にエンドースしたが、同時に、IFRS 第 9 号の資本性金融商品の会計処理の要求事項が、欧州における長期投資に与える潜在的な影響について調査することを EFRAG に要請した。

4. この要請を受け、EFRAG により取り組まれているプロジェクトは、2 つのフェーズに分けて行われている。
- (1) 評価フェーズ（第 1 フェーズ）：2018 年 2 月に完了（別紙 1 参照）
- ① 欧州における資本性金融商品の保有状況（特に、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）における売却可能金融資産（以下「AFS」という。）区分の保有状況）に関する定量的な情報の入手
 - ② AFS 区分に分類される資本性金融商品に対する IAS 第 39 号の減損の要求事項がどのように適用されていたかに関する情報の入手
 - ③ 資本性金融商品に対する投資への IFRS 第 9 号に基づき考えられる影響の再評価
- (2) 「考えられる解決策」フェーズ（第 2 フェーズ）：本 DP を 2018 年 3 月に公表し、2018 年半ばに完了見込み
- ① 資本性金融商品に対する投資の会計処理に関する IFRS 第 9 号の要求事項は改善され得るのか、及びどのように改善され得るのかに関する EFRAG からのアドバイスの開発
5. 本 DP は、EFRAG が EC に対する技術的なアドバイスを開発する際に検討すべき事項に関するフィードバックを入手することが目的とされている。質問事項に対する EFRAG の予備的見解は示されていない。

本 DP の提案の概要

6. 本 DP において、EFRAG は、主に次の 3 つの論点について見解を求めている。
- (1) FVOCI オプションを選択した資本性金融商品について、処分時にリサイクリングを求めることによって、長期投資を行う企業の業績の表示が改善されるか？
 - (2) リサイクリングと減損（又は減損と同等の）モデルとは、概念上どのように関連しているか？
 - (3) AFS 区分に分類される資本性金融商品に適用されていた IAS 第 39 号の減損に対する懸念に、どのように対処できるか？

FVOCI オプションを選択した資本性金融商品のリサイクリング及び長期投資を行う企業の業績の表示

(リサイクリングに対する EFRAG の見解)

7. EFRAG は、IFRS 第 9 号のエンドースメント・アドバイスの中で、資本性金融商品の FVPL での測定は、長期投資を行う企業のビジネスモデルを反映しない可能性があるが、一方で、資本性金融商品について FVOCI オプションを選択することは、リサイクリングの禁止によって、これらの企業の業績が適切に反映されない可能性があるとする見解を示した。
8. EFRAG は過去に、次の理由から、処分時におけるリサイクリングの禁止は、純損益の目的適合性を向上させないとの評価を行っていた。
 - (1) 純損益は、業績に関する情報の主要な源泉である。
 - (2) 長期投資のビジネスモデルでは、企業は、期間ごとに収益の流利を生み出す目的で資産を取得するが、当該資産からの最終的なキャッシュ・インフローは、当該資産の売却を通じて得られることが多い。キャッシュ・インフローは、当該資産の保有（例えば、配当や、当該資産を他社に使用させることによる収入として）、及び資産の売却から得られる。投資の処分は、受託責任の観点から重要な意思決定であり、重大な事象である。
 - (3) 投資の処分の時点は明確に識別可能である（すなわち、恣意的でない。）。したがって、利得及び損失のリサイクリングを行うべきタイミングを特定するための明確な基礎を提供する。
 - (4) 処分時に利得及び損失を純損益に含めることで、長期投資を行う企業の業績表示が改善されると同時に、経営者の受託責任の評価のためにも有用な情報となる。

(リサイクリングに対する一般的な懸念)

9. EFRAG はまた、次のとおり、すべての関係者がリサイクリングを支持している訳ではないことも認識している。
 - (1) 資産の当初取得時以降の累積された利得又は損失の全額を純損益に認識することは、処分された期間の業績を適切に反映することにならない（保有を継続する意思決定は、売却の意思決定と同程度の重要性があり、それゆえ、利得又は損失の累積額は、保有期間全体の業績に関連するものであり、処分された期間のみに関連するものではない。）。

- (2) 利益を計上する期間が選択的になる可能性がある。
- (3) リサイクリングは、減損に対する問題の解決を余儀なくさせる。
- (4) 国際会計基準審議会（IASB）は、FVOCI オプションを選択した金融商品に対する利得又は損失の認識は、包括利益に一度だけ行われるべきであると説明していた。

リサイクリングと減損との概念的な関連性

10. EFRAG は、減損モデルは、リサイクリングを導入するための前提条件であるとする次の見解を紹介している。

- (1) 他の IFRS 基準及び資産の分類との整合性

IFRS 基準は、FVPL で測定されない資産について、通常何らかの減損（又は減損と同等の）モデルを設定している。これは、棚卸資産、有形固定資産、無形資産、及び償却原価で測定される負債性金融商品のように、取得原価で計上される資産についても、再評価される有形固定資産及び無形資産、並びに FVOCI の負債性金融商品を含む FVOCI で会計処理される資産についても当てはまる。

- (2) 損失を生じさせている資本性金融商品を不確定の期間にわたって保有し続ける、経営者の会計に起因するインセンティブを低下させる。

- (3) 公正価値の下落を、「減損」と他の下落とに区分することで、意思決定有用性が高まる。

原則として、「減損」は、資本性金融商品の発行体の経済状態に関する客観的に識別可能な不利な変動から生じる。減損モデルは、公正価値の下落が将来において回復する可能性が高いか否かに関する洞察を提供する可能性がある。それゆえ、減損損失の認識により、受託責任の観点を含む、企業の財務業績に関する主要な源泉としての純損益の目的適合性が高まると考えられる。

11. 一方で、減損の原則を運用可能なものとすることは難しい問題であり、目的適合性と主観性の軽減などのトレード・オフ関係に留意する必要がある。

12. あらゆる減損モデルは、利得及び損失の会計上の取扱いを非対称にする効果を有する。リサイクリングされる場合、利得は売却時にのみ純損益に認識されるが、損失についてはより早く純損益に認識される。EFRAG は、IASB が 2015 年 5 月に公表した公開草案「財務報告の概念フレームワーク」のコメント提出時に、概念フレームワークにおいて慎重性を再導入すべきであり、状況によっては、収益及び費用を非

対称に取り扱う会計方針が導かれるべきであると主張した。減損損失を純損益に認識することは、この慎重性の概念と整合するものと考えられる。

減損モデルの2つの改善案

13. EFRAG は、リサイクリングを前提とした FVOCI オプションに追加することが考えられる次の2つ減損（又は減損と同等の）モデルを識別している。

(1) 「再評価」モデル

① 公正価値が当初取得原価を下回る金額（価値の下落及び事後的な回復の両方）を純損益に認識する。

② 公正価値が当初取得原価を上回る金額については OCI に認識する。

(2) IAS 第 39 号と同様であるが「著しい又は長期にわたる (significant or prolonged)」公正価値の下落の適用に関するガイダンスを追加した減損モデル

① 「著しい又は長期にわたる」の閾値を定める。具体的には、次のような方法が考えられる。

(i) IFRS 基準に含める。

(ii) 報告企業の会計方針とする。

(iii) 上記の組み合わせ（例えば、IFRS 基準において大まかな範囲を定め、報告企業がその範囲内で具体的な閾値を選択する。）。

② 当該閾値は、反証可能なものとするか、又は確定的なものとする。

③ 他の適用上の論点（例えば、事後的に公正価値が回復した場合の取扱い）についても検討が必要となる。

14. いずれのモデルも、保有時の（未実現）損失の一部を純損益に認識することを要求するものである。また、いずれのモデルも、IAS 第 39 号の減損損失の適用上の問題を生じさせていた主観性を軽減することを目的としている。これらのモデルは、実質的に、見方によってはブライト・ラインと捉えられる定量的な閾値を使用することを前提としている。

（「再評価」モデルに対する含意）

15. EFRAG は、「再評価」モデルの強みと弱みについて、次のように分析している。

強み

- (1) 実質的に、減損の評価における判断（公正価値測定における判断を除く。）の余地を完全に排除し、客観性と比較可能性の欠如に関する懸念を払拭する。
- (2) IAS 第 39 号の開発時に、IASB は本モデルの考え方に沿ったモデルを検討していた。IASB は当時、AFS 区分の概念を大きく変更することの影響を考慮し、そのような変更は適切ではないと考えたが、IFRS 第 9 号に AFS 区分は存在しないため、この点は問題とならない。

弱み

- (1) 公正価値の不利な変動が、資本性金融商品の発行体の経済状態に関する、客観的に識別可能な不利な変動の影響であるか、その他の下落であるのかの区別に関する情報を提供しない。
- (2) 純損益に認識される金額が、当該期間の価値の変動を表さない可能性がある（例えば、当初取得原価 EUR100 の金融商品について、前期末の公正価値が EUR105（関連するその他の包括利益累積額（以下「AOCI」という。）が EUR5）、当期末の公正価値が EUR98 である場合、当期の公正価値の変動額のうち、EUR5 が OCI に、EUR2 が純損益に認識される。）。

(IAS 第 39 号と同様であるが、ガイダンスを追加した減損モデルに対する含意)

16. EFRAG は、IAS 第 39 号と同様であるが、ガイダンスを追加した減損モデルの強みと弱みについて、次のように分析している。

強み

- (1) 資本性金融商品の減損のガイダンスにおける「著しい又は長期にわたる」の適用時の判断（公正価値測定における判断を除く。）を大幅に減少させ、IASB が IFRS 第 9 号においてリサイクリングを禁止するための主張の中で言及した主観性に関する懸念を大幅に取り除く。
- (2) 「再評価」モデルと異なり、このモデルでは、「減損」と他の公正価値の下落とを区別し、減損は資本性金融商品の発行体の経済状態の不利な変動から生じるものであるという概念を反映することが可能である。

弱み

- (1) 単一の定量的な閾値の設定は、原則に基づくアプローチから乖離し、目的適合性を限定する可能性がある。ただし、IFRS 基準が定める範囲内で報告企業が具

体的な閾値を選択する場合には、目的適合性が改善する可能性はある。

(「戦略投資」アプローチ)

17. EFRAG は、FVOCI オプションを選択した資本性金融商品に対して、その種類別に異なるアプローチを使用すべきかどうかについて議論した。実際、IASB は、IFRS 第 9 号を開発する際に、FVOCI オプションの選択を「戦略投資」に限定するかどうかについて議論したが、最終的にはその考えを却下した。
18. EFRAG は、「戦略投資」について、当該資本性金融商品を資金生成単位（以下「CGU」という。）に配分したうえで、IAS 第 36 号「資産の減損」と同様のモデルを使用して減損を評価できるかについて議論した。これは、当該資本性金融商品を保有する企業が保有する他の資産からのリターンに貢献するという考え方に基づいている。すなわち、回収可能価額は当該資本性金融商品単独で評価されるべきではなく（すなわち、単独での配当及び処分のみを考慮すべきではなく）、関連するシナジーによってキャッシュ・フローが影響を受ける他の資産との組み合わせで評価されるべきであるという考え方に基づいている。
19. このような考え方によった場合、モデルは、概ね次のステップから構成されることになる。
 - (1) 戦略投資となる資本性金融商品の当初取得原価を、CGU の帳簿価額に含める。
 - (2) CGU の帳簿価額と回収可能価額とを比較する。
 - (3) 負の差額が生じた場合、AOCI の残高がゼロになるまで、戦略投資となる資本性金融商品の公正価値の変動を OCI から純損益に振り替える。
 - (4) 負の差額の残額については、CGU の他の資産に比例的に配分する。

なお、このモデルは CGU にのれんが含まれる場合等には減損損失の配分はさらに複雑になることが予想される。
20. EFRAG は、主として、「戦略投資」の区分を定義するために、過度な判断及び複雑性を必要とすることに対する懸念から、このアプローチについて上記で述べた以上には検討していない。企業は、資本性金融商品を様々な理由で保有し、当該投資を戦略的なものとする可能性がある。また、企業が投資を保有する理由は時の経過とともに変わる可能性があるため、継続的な再評価が必要となる可能性があり、利得又は損失を表示すべき場所が変わる可能性もある。

(事後的に公正価値が回復した場合の取扱い)

21. IAS 第 39 号は、AFS 区分に分類される資本性金融商品の減損損失の戻入は認めていなかった。IAS 第 39 号の結論の根拠では、減損の回復と他の価値の増加との区別が困難であることが、戻入を禁止する理由として説明されていた。
22. EFRAG は、減損モデルが、発行体の経済状態の客観的に識別可能な不利な変動の影響を表すものであり、この場合、投資の取得原価が回収可能でない可能性があることを考慮すると、このような不利な変動が反転し、条件が満たされなくなる場合、事後的な回復を純損益に認識することで、目的適合的な情報が対称的に提供される可能性があることに留意している。
23. EFRAG は、事後的な公正価値を純損益に認識する方法として、次の 2 つを識別している。
- (1) 継続的な戻入アプローチ
 - ① 公正価値が回復し始めると同時に、戻入の認識を認める。
 - ② 「再評価」モデルと同様に、公正価値の回復が著しい又は長期にわたるものであるか否かは考慮しない。
 - (2) 限定的な戻入アプローチ
 - ① 公正価値が当初取得原価又は減損の閾値を超えて回復した場合に限り、戻入の認識を認める。
 - ② 例えば、「著しい」下落の閾値を含む減損モデルでは、下落方向についても回復方向についても対称的に、閾値を超えることが純損益への認識のトリガーとなる。

EFRAG が検討した他の論点

24. EFRAG は、次のような論点についても検討した。
- (1) 表示及び開示の要求事項の拡充による業績表示の改善の可能性
 - (2) 減損モデルの 2 つの改善案に関連する次の論点
 - ① ブライト・ラインに対する反証可能な推定の導入
 - ② 会計単位
 - (i) 投資単位かポートフォリオ単位か

(ii) 原価算定方式（加重平均法、先入先出法（FIFO）等）

(3) 他の適用上の論点

- ① ヘッジの要求事項との相互関連性
- ② 外貨換算レートの変動との関係
- ③ 減損テストのタイミングと期中報告との関係

本 DP の質問項目

25. 本 DP に含まれている主な質問事項は、次項以降に記載するとおりである。

処分時における利得又は損失のリサイクリング

26. IFRS 第 9 号の結論の根拠（BC5.25 項(b)）は、IASB が、資本性金融商品について FVOCI オプションを選択した場合にリサイクリングを認めなかった理由を説明している。EFRAG は、過去に、リサイクリングは財務諸表利用者に提供される財務情報の目的適合性を高めると主張してきた。
27. 本 DP（本資料の第 9 項から第 11 項）は、FVOCI オプションを選択した資本性金融商品の処分時における、利得又は損失の累積額を純損益へのリサイクリングが、長期投資の財務業績の描写を改善する可能性があると考え理由に関する議論を示している。

質問 1

本資料の第 9 項から第 11 項に示された議論について、どのように考えるか？ リサイクリングの再導入により、長期投資を行う投資家の財務業績の描写が改善すると考えるか？ あるいは、IFRS 第 9 号の既存の要求事項は適切な描写を提供していると考えるか？

リサイクリングと減損との概念的な関連性

28. 本 DP（本資料の第 12 項から第 14 項）は、FVOCI で計上される資本性金融商品の減損モデルの目的適合性について議論している。

質問 1

本資料の第 12 項から第 14 項に示された議論について、どのように考えるか？
概念的な観点から、リサイクリングには何らかの減損モデルを伴うべきと考えるか？

減損モデルの 2 つの改善案

29. 本 DP（本資料の第 15 項から第 18 項）は、FVOCI オプションを選択した資本性金融商品に関する次の 2 つのモデルを説明している。

- (1) 公正価値が取得原価を下回る金額については直ちに純損益に認識し、公正価値が取得原価を上回る金額については OCI に認識後、処分時にリサイクリングする「再評価」モデル
- (2) IAS 第 39 号における AFS 区分に分類される資本性金融商品と同様の減損モデル。ただし、主観性を減少させるためのガイダンスを追加する。

質問 1

資本性金融商品のための堅牢なモデルの一般目的及び主な特徴はどのようなものであるべきと考えるか（目的適合性、信頼性、比較可能性など）？

質問 2

2 つモデルのうちいずれを支持するか？

質問 3

本 DP に示されたもの以外のモデルについて提案はあるか？ その場合、モデルに関する記述と、なぜ当該モデルが目的適合性、信頼性、及び比較可能性などの特徴を満たすのかを説明されたい。

定量的な減損のトリガー

30. 本 DP（本資料の第 18 項）は、減損モデルに定量的な減損のトリガーを含めることについて議論している。定量的なトリガーは、特に IFRS 基準の中で規定される場合には、取得原価を下回る公正価値の下落が減損の客観的な証拠を表しているか否かを評価する際の、判断の程度を減少させる。これは、（企業間及び時系列での）比較可能性を高める可能性があるが、目的適合性を低下させる可能性もある。

質問 1

減損モデルに定量的な減損のトリガーを含めることを支持するか？ その場合、IFRS 基準の中でトリガーを明記すべきか、又は経営者がトリガーを決定すべきか？

質問 2

定量的な減損のトリガーを支持しない場合、企業間及び時系列での比較可能性をどのように確保するか？

事後的に公正価値が回復した場合

31. 本 DP (本資料の第 23 項から第 25 項) は、事後的に公正価値が回復した場合にその影響を純損益を通じて認識すべきかについて検討しており、複数の異なる戻入れの方法を例示している。

質問 1

事後的に公正価値が回復した場合、どのように会計処理すべきか？

質問 2

事後的に公正価値が回復した場合にその影響を純損益を通じて認識する場合、本資料の第 25 項に記載するいずれのアプローチを支持するか？ その理由は何か？

他の検討事項

32. 本 DP は、次を含む、多くの他の関連する検討事項についても議論している。

- (1) IFRS 基準は、資本性金融商品の一部に関する特別な要求事項を導入すべきか。その場合、当該一部をどのように特定すべきか(本資料の第 19 項から第 22 項)。なお、EFRAG はこのアプローチを詳細には検討していない。
- (2) 兆候により自動的に減損損失を認識する代わりに、反証可能な推定を使用する。
- (3) モデルを適用する際の会計単位
- (4) 他の適用上の論点

質問 1

FVOCI オプションを選択したすべての資本性金融商品に同じモデルを適用すべきと考えるか？ 考えない場合、なぜか？ また、異なるポートフォリオをどのよ

審議事項(1)

うに客観的に識別すべきか？

質問 2

他の検討事項について、コメントはあるか？

質問 3

EFRAG が検討すべき他の側面はあるか？

以 上

評価フェーズで収集された証拠の要約

1. EFRAG は、欧州における資本性金融商品の現在の保有及びその会計処理に関する定量的なデータを収集することを要請され、企業が、新たな会計上の要求事項が資本性金融商品への投資に関する意思決定に影響を与えるか、また、どの程度影響を与えるかを調査することを要請された。
2. 評価フェーズに関連する EFRAG の発見事項は、およそ以下に基づいている。
 - (1) 2017 年に実施した公開協議。全体として回答者は 26 であり、保険セクター、金融サービス・セクター、非金融セクターからの回答者が含まれ、2014 年から 2016 年がカバーされる。
 - (2) 2016 年と 2015 年の年次財務諸表のサンプルのレビュー。それぞれ 30 及び 38 の企業がサンプルに含まれる。
3. データを利用する際、他の EFRAG の公開協議と同様に、サンプルは統計として代表的なものではないことに留意すべきである。

資本性金融商品の現在の保有状況と会計処理

(資本性金融商品の長期投資、金額及び分類)

4. 公開協議に対する回答者のほとんどは、自身を資本性金融商品の長期投資を行う企業と考えている。回答者のうち 10 社は、IAS 第 39 号の下で AFS 区分に分類される資本性金融商品は、すべて長期目的で保有されると指摘した。
5. 回答者が保有する資本性金融商品の合計金額は、2014 年から 2016 年の平均で 7,530 億 EUR である。1,660 億 EUR は AFS 区分に分類され、公正価値測定による変動は OCI に認識される。残りは FVPL であり、これは金融商品がトレーディング目的、又は、IAS 第 39 号の下で公正価値オプションを用いているかのいずれかを理由とする。サンプルに関して、7,530 億 EUR の資本性金融商品合計に対する AFS 区分に分類される 1,660 億 EUR の資本性金融商品の全体的な比率は 22% であり、個々のレベルでは、大半の回答者での比率は 60% 以上である。資本性金融商品の保有は少数の回答者にかなり集中している。
6. 2016 年財務諸表レビューのサンプルにおいて、企業が保有する資本性金融商品の合計金額は 3,150 億 EUR であったが、このうち 570 億 EUR は AFS 区分に分類された。残りは FVPL である。サンプルについて、3,150 億 EUR の資本性金融商品合計

に対して、AFS 区分に分類される 570 億 EUR の資本性金融商品の全体的な比率は 18%である一方で、個別レベルでは、大半の回答者の比率は 55%以上である。

7. 非金融業界の企業（協議と財務諸表のサンプルの両方で）は、資本性金融商品全体に対する AFS 区分に分類される資本性金融商品のパーセンテージは高い。
8. EFRAG は、欧州銀行監督当局による金融機関をサンプルとするデータを受領した。その中では AFS 区分に分類される資本性金融商品は、2014 年、2015 年及び 2016 年 9 月 30 日に終了した期間における資本性金融商品合計に対して平均 19%である。
9. 保険及び金融サービスの業界からの回答者の資本性金融商品の大半は、直接の資本性金融商品の保有である。非金融会社は AFS 区分に分類される資本の保有の過半を間接的に、すなわち、集合的な投資ビークルを通じて保有している。したがって、これらの金融商品は FVOCI オプションの選択に適格でない可能性がある。

(AFS 区分に分類される資本性金融商品に関する OCI の残高及び期間の変動)

10. 回答者は AFS 区分に分類される資本性金融商品に関連する累積 OCI の正味残高がその金融商品の簿価の 8%に達すると報告した。対応するパーセンテージは 2016 年の年次財務諸表のサンプルに関して 11%である。4 名の回答者及びサンプル内の 2 企業は、累積 OCI が正味の借方残高であった。
11. AFS 区分に分類される資本性金融商品に関する累積 OCI 残高の当期の正味変動を報告した回答者は税引前利益の 7%（絶対値で）に達するとした。

(AFS 区分に分類される資本性金融商品に関する減損損失と減損損失の評価)

12. 12 の回答者は、AFS に分類される資本性金融商品に関する減損損失を期間中に認識しており、これは 30 億 EUR に達するとし、回答者の税引前利益の 1%から 24%の範囲にわたるとされた。保険会社の方が報告する減損損失が高かった。
13. 2016 年財務諸表のサンプルの 19 の企業が認識した減損は 16 億 EUR に達し、税引前利益の 3%（絶対値で）であった。
14. 公開協議への回答者の大半とサンプルの企業は、資本性金融商品の減損を評価するために（IAS 第 39 号で要求されているのと同様の）公正価値の「著しい又は長期にわたる」の下落の要件を用いている。定量的な閾値の範囲は業界により様々である。

(AFS 区分に分類される資本性金融商品の処分)

15. AFS 区分に分類される金融商品に関して、期間中の処分の正味利得に関する情報を提供した回答者は、合計 50 億 EUR を報告し、それは、税引前利益の 19% (絶対値で) である。
16. 2016 年のサンプル財務諸表の企業は、AFS 区分に分類される資本性金融商品の処分から正味利得合計で 6 億 EUR を認識したが、これは、税引前利益の 3%にあたる。

新たな会計上の要求事項の行動への影響の予想

17. 回答者のほとんどは、事業、経済、及び規制上の要因を含む様々な要因が、資本性金融商品や他のクラスの資産への投資や保有の意思決定に影響を与えることを指摘した。
18. 回答者のほとんどは、カバーされるすべての業界にわたって、資本性金融商品への投資について、一定程度、FVOCI の測定への指定を行う IFRS 第 9 号の選択を用いることを見込んでいる。その選択は様々な要因に依拠しているが、例えば、投資の事業目的、資本性金融商品の予想される変動可能性、その他の項目との経済的な結び付きなどである。
19. 回答者の過半数は、IFRS 第 9 号の導入後に、資本性金融商品の保有期間を変更しないことを見込んでいる。
20. 回答者は、その要求事項が資産の配分の意思決定に与える影響について、様々な見解を報告した。12 の企業 (主に保険会社) は、その意思決定を変更する見込みとしているが、ほとんどはどの程度かを特定しなかった。回答者の一部は、投資の一部を異なる資産クラスに移動させる可能性があるとしており、それには、公開株式に代えて非公開株式とする可能性が含まれる。彼らは、非上場投資からのリターンの大半を配当で回収している (配当は純損益で認識される。) とし、非上場投資の変動可能性は低いとしている。
21. 資産配分の意思決定を変更することを見込む回答者の一部は、処分利得は業績の一部と見ており、IFRS 第 9 号における、FVOCI オプションの選択を用いる際のリサイクリング禁止は純損益の会計上のミスマッチを生じさせると説明した。

証拠からの主要なメッセージ

22. IFRS 第 9 号のエンドースメント・アドバイスにおいて、その時点の入手可能な限定的な証拠に基づいて、EFRAG は、長期投資を行う企業が IFRS 第 9 号の適用の結果として投資戦略を変更する可能性は低いと評価した。その評価フェーズでは、

一部の企業が資産配分の意味決定を修正する見込みだが、別の一部の企業は修正しないことを確認した。

23. ほとんどの保険会社は、2021年にIFRS第9号を適用するため、未だ、評価の初期段階にあることを留意すべきである。
24. EFRAGの見解では、評価フェーズで収集された証拠からの主要なメッセージは次のとおりである。
 - (1) 自身が長期投資を行う企業であると考えている企業がIAS第39号の下でAFS区分に分類する資本性金融商品の合計はかなりの金額である。EFRAGの発見事項では、比較的少数の企業にAFS区分に分類される資本性金融商品の保有が集中していることが示唆された。
 - (2) AFS区分の会計処理の重要性は、自身が長期投資を行う企業であると考えている企業の間で様々である。一部の企業にとっては、リサイクリングされた利得及び損失は検証される年度の正味利益の重要な一部を表すとした。しかし、別の企業はAFS区分の分類はほとんど又は全く用いず、資本性金融商品のほとんど又はすべてをFVPLに分類しており、そうした企業はIFRS第9号の要求事項に影響されない。
 - (3) 長期投資を行う企業の資産配分の意味決定は複数の要因に依拠している。
 - (4) IFRS第9号の要求事項を懸念する企業は、しばしば、資本性投資の保有と一部の負債との「経済的結び付き」の形態を指摘する。
 - (5) 実務上、企業は資本性金融商品の減損を評価するのに様々な要件を用いている。

以上